

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和3年8月30日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法であり、取り消されるべきであると主張している。

- 1 請求人は、平成20年10月4日から同年12月9日まで、〇〇区において生活保護を受給しており、当時精神障害者保健福祉手帳（2級）を受けていた。このことから、請求人が生活保護申請時において、長期間に渡って高額の医療扶助費の支給が必要となることは明らかであり、処分庁はこのことを知っていた。

しかしながら、処分庁は、請求人の生活保護申請時に、生活保護を受給すると国民健康保険に加入できなくなること、自立支援医療

費を受給することや高額医療費支給を受け又は限度額適用認定証の交付を受ける等して医療費負担の減額を求めることができなくなること、生活保護費を返還しなければならない場合、10割の医療費返還を求められる等の説明を、請求人に対して行わなかった。「生活保護に関する重要事項説明・確認書」にも、同旨の説明は記載されていない。

本件の場合、支給された医療扶助全額が返還対象となり、国民健康保険の被保険者であった場合の医療費の自己負担割合と比較すると返還額が高額となること、母の相続財産を取得した場合に保護費の返還決定がなされる可能性があること、これらの点から、生活保護を開始すると、国民健康保険の被保険者であった場合には支払う必要のなかった医療費相当額を支払うことになる可能性があるため、十分な検討を要する旨の説明を、処分庁は請求人に対して行うことなく生活保護開始の手続を行い、生活保護が開始された。

- 2 請求人が保護開始決定を受けていなければ、請求人は医療費負担の減額を受けられていた。請求人は本件処分によって、本件減額制度の適用を受けていた場合と比較して、少なくとも約1100万円もの過大な医療負担を払うことになる。
- 3 請求人には多額の医療扶助を含む保護費が支給されており、保護費の全額返還を求める場合には、請求人に予想外の不利益を与え衡平に反する措置となっていないかなどの点については、慎重に検討すべきである。
- 4 東京高等裁判所令和2年6月8日判決は、違法を理由に返還決定を取り消した。同判決では、生活保護を受給していなかった場合の医療費の自己負担限度額と、返還を求められた医療扶助費との差異が顕著であって、被処分者が返還決定により著しい経済的不利益を被るといった事情が考慮されている。仮に被保護者に事前説明がなく、かつ減額がないまま医療扶助全額の返還決定がなされた場合には、保護開始の決定がなかった場合と比較して、被保護者は何らの

予告もなく、著しい不利益を課されることになり、著しく妥当性を欠くことは明らかであるから、当然に考慮されるべきであるとの点が挙げられている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 4月11日	諮問
令和5年 7月 4日	審議（第80回第1部会）
令和5年 8月 9日	審議（第81回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしてされており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるもので

ある。

(2) 費用返還義務についての法の定め

法 63 条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

そして、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにする「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、法 63 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるから、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている（問答集問 13-5（答）(1)）。

(3) 平成 24 年課長通知

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号。厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成 24 年課長通知」という。）1・(1)によれば、法 63 条に基づく費用返還の取扱いについて、「法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」とされ、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」として具体例を列挙している（例えば、「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程

度として保護の実施機関が認めた額」)。

(4) 相続による財産の取得と法63条の規定の適用

民法882条及び896条の規定によれば、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとされている。

したがって、遺産相続の場合に法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなるとされている(問答集問13-6(答)(2)参照)。

(5) 平成24年課長通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も、本件の適用に関して妥当なものであると認められる。

2 本件処分の検討

(1) 法63条の規定の適用について

法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、保護の実施機関に対してその定める額を返還しなければならないとされている(1・(2))。

請求人は、母の相続人として、69,807,910円を相続により得たことが認められるから、これにより、法63条の規定にいう「資力」が発生したものと認められる。

そして、遺産相続の場合に法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきである(1・(4))。そのため、処分庁は、母の死亡日である平成

〇〇年〇〇月〇〇日以降の期間に請求人に対して実施した保護については、法63条が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当する事実があるものとして、本件処分により、この間に支給された保護に要した費用の範囲で、請求人が返還すべき金額を決定したものと認められるから、法63条の規定を適用して本件処分を行ったことには、違法・不当な点はないものといえることができる。

(2) 本件処分による返還金額について

請求人について、母の死亡日に発生した法63条の規定にいう資力の額は69,807,910円であることが認められる。なお、課長通知1・(1)のとおり、資力を得るために生じた経費があれば、その額については、必要経費として資力の額から控除すべきであるが、請求人から必要経費の申請がなされた事実は認められない。

一方、当該資力の発生以後に、請求人に対する保護の実施を行うに当たって〇〇区において支弁した月ごとの費用は、別紙返還金額算定表の「支給済み保護費」に記載された金額のとおりであり、返還対象期間である平成〇〇年〇〇月〇〇日から令和3年8月13日までの合計額は13,520,559円であることが認められる。

そうとすると、請求人が「資力があるにもかかわらず」受けた保護に要した費用は、上記支給済み保護費の全額である13,520,559円といえることができ、これを請求人が返還義務を負うべき金額と決定した本件処分は、前記1の法令等に則ってなされたものである。

(3) 返還対象からの控除について

法63条の規定に基づく費用返還の取扱いについて、上記1・(3)のとおり、平成24年課長通知は、「法第63条に基づく費

用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」としているが、同時に「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」として、控除を認めることができる場合について例示している。

しかしながら、請求人において当該例示された自立更生等の費用に充てられたとして、控除を認めるべき事由に該当するような事情があったとは認められない。

そして、処分庁が、資力発生日以降の支給済み保護費の総額である13,520,559円全額の返還を求めても、なお、請求人には56,287,351円の残余金があり、全額を返還額とすることにより、請求人の自立を著しく阻害するものとは認められないから、支給した全額を返還対象額とする旨の本件処分には、この点についての違法・不当は何らないものである。

3 請求人の主張についての検討

- (1) 請求人は、第3・1のとおり、請求人の生活保護の申請に当たり、請求人には今後長期にわたり高額な医療扶助が給付されることは明らかであったのに、処分庁からは、生活保護が開始されれば国民健康保険の医療は受けられず、仮に生活保護費を返還する事態が生じた場合には10割相当額の医療扶助費の返還が求められることの説明がなかったこと、そして、本件処分では給付した医療扶助に要した費用全額の返還を求めているが、この額は請求人が国民健康保険の被保険者であった場合の医療費の自己負担額と比較して相当高額であることからすれば、本件処分は請求人に予想外の不利益を与える均衡を失した処分であり、東京高等裁判所令和2年6月8日判決の判旨に照らしても、処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用がある違法又は不当な処分である旨主張する。
- (2) しかしながら、請求人に対する平成28年2月15日の保護開

始決定は、面接記録や保護申請書の内容からすれば、請求人が疾病のために就労ができず、生活に困窮し、その利用し得る資産もなかったという状況において、請求人から生活保護の申請がされて決定されたことが認められるのであり、また、請求人の母が平成〇〇年〇〇月〇〇日に死亡し相続が開始することにより、同日、請求人に資力が発生したという事実については、令和3年7月に至るまで、処分庁の担当職員はもとより、請求人ですら知らなかったものである。

このように、請求人から疾病のために就労できず、生活に困窮し、その利用し得る資産もないという状況でなされた保護申請に対し、処分庁が保護の要件を充足すると判断していることからすれば、法24条に基づき、処分庁は速やかに請求人に対し保護を開始する義務があったのであり、他方、請求人が生活保護を受給せず国民健康保険の医療費の自己負担分や保険料を支払いながら自ら生計を維持できる状況にはなく、保護開始後、高額な収入を得ることが想定できる状況にもなかったのであるから、保護申請に当たり、処分庁が請求人に対し、生活保護費を返還する事態が生じた場合には10割相当額の医療扶助費の返還を求めることになる旨の具体的な説明をしなかったとしても、そのことをもって処分庁が説明義務を果たしていないとはいえず、本件処分が違法・不当となるものではない。

また、請求人が令和3年7月に母の財産を相続したという事実をはじめて知るに至るまで請求人の状況は変わらなかったのであるから、処分庁が母の相続が開始した平成〇〇年〇〇月〇〇日以降も請求人の保護を継続したことに問題は認められず、さらに、処分庁の担当職員は、令和3年7月に請求人の母の相続の事実が判明した後、同月中には請求人及び本件税理士に対し、保護廃止後に法63条に基づき保護費の返還が必要になることや保護廃止日までの医療費は10割で計算されることを説明した上で、請求

人らの了解の下に、請求人がサービス付き高齢者住宅に転居するため本件施設を退所する日の翌日である令和3年8月16日をもって保護を廃止しているのであるから、処分庁は、請求人の資力の発生を認識した後において保護の廃止手続を速やかに行っているものである。

(3) そして、処分庁は、請求人の保護期間中の医療扶助に要した費用全額について返還を求めているところ、前記2・(3)で述べたとおり、法63条は保護の補足性の原則（法4条1項）を踏まえて本来受ける必要がなかった支給済みの保護費の全額を返還させることを原則としていること（平成24年課長通知）、請求人に発生した資力からすれば保護費全額を返還対象とすることにより同人の自立を著しく阻害するものとは認められないこと、加えて、請求人は生活保護を受給せずに国民健康保険の被保険者として医療費の自己負担分や保険料を支払いながら自ら生計を維持できる状況になかったのであるから、生活保護を受給しなかった場合を前提として、その場合に負担すべき国民健康保険の医療費と比較して返還額を減額すべき理由も特に認められないことからすれば、医療扶助費の全額を返還対象としたことについて、処分庁の裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められないというべきである。

(4) なお、請求人は東京高等裁判所令和2年6月8日判決の判旨に照らして本件処分は違法又は不当であると主張する。しかし、同事案は、処分行政庁が保護開始時に、認知症が進行しており早期の成年後見申立てを要する状況にあった被保護者に保護基準を上回る収入があることや自宅を所有していることを把握した上で、職権で保護を開始した事案であり、同人の意思とは関係なく、後日、法63条の返還請求をすることを前提に保護を開始した事案といえるものであるから、本件とは事情を異にするものであり、直ちに同判決の判旨が本件に妥当するということはできない。

4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法・不当とすべき点を認めることはできない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙(略)